



長野県報

10月3日(月)
平成17年
(2005年)
第1699号

目 次

告 示

国土調査法に基づく地籍調査実施計画の国土調査としての指定（農村整備課）	1
昭和44年長野県告示第445号（建設事務所の管轄区域の特例）の一部改正（監理課）	1
昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公 安委員会が別に定める地域）の一部改正（生活環境課）	1
特定計量器の定期検査（産業技術支援課）	2

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧（水環境課生活排水対策室）	2
家畜商法の規定による講習会の開催（畜産課）	2
土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）	3
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課）	3
都市計画事業の認可（都市計画課）	3
土地改良事業の施行の同意（土地改良課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	3
一般競争入札（地球環境課）	4

訓 令

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部改正（職員サポート課）	14
--	----

告 示

長野県告示第434号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成17年10月3日

長野県知事 田中康夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
中川村	上伊那郡中川村葛島の一部	平成18年3月31日まで

農村整備課

長野県告示第435号

昭和44年長野県告示第445号（建設事務所の管轄区域の特例）の一部を次のように改正します。

平成17年10月3日

長野県知事 田中康夫

本則の表中「豊科建設事務所」を「安曇野建設事務所」に改める。

監理課

長野県公安委員会告示第7号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公
安委員会が別に定める地域）の一部を次のように改正します。
平成17年10月3日

長野県公安委員会委員長 宮下行一
本則中「東御市」を「東御市 安曇野市」に、「豊科町 穂高
町 坂城町」を「坂城町」に、「信濃町」を「信濃町 波田町」に
改める。

生活環境課

長野県計量検定所告示第3号

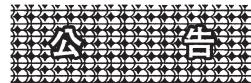
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行う。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除く。

平成17年10月3日

長野県計量検定所長 小林治男

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小諸市、飯山市、中野市のうち豊田地区、千曲市のうち森、倉科、生菅、雨宮、土口、八幡、桑原、稲荷山、埴生、屋代及び栗佐地区、東御市のうち滋野、田中、和及び祢津地区、南佐久郡、小県郡、上高井郡、下高井郡、下水内郡	11月10日 (木)から 11日 (金)まで	午前10時から 正午まで及び 午後1時から 午後3時まで	長野市大字稻葉字八幡田沖2413番地11 長野県南保厅舎
飯田市、駒ヶ根市、塩尻市、安曇野市、上伊那郡、木曾郡、東筑摩郡	11月14日 (月)から 15日 (火)まで	午前9時から 正午まで及び 午後1時から 午後4時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎内 長野県計量検定所

産業技術支援課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画下水道 松本市公共下水道

- 2 縦覧場所

長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び松本市下水道課

水環境課生活排水対策室

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成17年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 講習会を開催する指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合

- 2 開催日時

平成17年11月28日（月）及び11月29日（火）

午前9時から午後5時まで

- 3 開催場所

長野市大字中御所字岡田30番地

長野県獣医師会館3階会議室

- 4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

- 5 受講申込手続

- (1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真をはってください。）（別記様式）

- (2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）7,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。

- (3) 受付期間

平成17年11月1日（火）から11月18日（金）まで（郵送による場合は、平成17年11月18日までの消印のあるものに限ります。）

- (4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2（〒380-8570）

長野県府東廳舎内

長野県家畜商商業協同組合事務局

- (5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上持参されるか、又は80円切手